

行事の共催等に関する取扱要領（昭和 54 年 7 月 10 日 教育長決裁）

最終改正 令和 7 年 10 月 17 日

（趣旨）

第 1 条 この要領は、沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う行事の共催、協賛又は後援（以下「共催等」という。）の承認等について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- （1）行事 講演会、講習会、競技会、展覧会等、特定の目的のために多数の者が参加し、又は観覧する行事又は催しもの
- （2）共催 行事の企画若しくは運営に参画し、又は経費の一部を負担する等、共同開催者として責任の一部を負担すること
- （3）協賛 行事の趣旨に賛同し、その開催を援助すること
- （4）後援 行事の趣旨に賛同し、名義使用のみを承認すること

（承認の基準）

第 3 条 共催等の承認基準は、別表に掲げるとおりとする。

（承認申請の手続）

第 4 条 共催等の承認申請をしようとするものは、名義使用を開始する 14 日前までに教育委員会に申請しなければならない。

- 2 前項の申請は、共催等承認申請書（第 1 号様式）によるもののほか、沖縄県電子申請システム（以下「電子申請システム」という。）による申請とする。

（承認の審査及び決定）

第 5 条 前条の規定による申請があった場合は、教育委員会は次の各号に掲げる事項について審査し、承認の可否を決定するものとする。

- （1）行事の趣旨及び内容
- （2）主催者、共催者、協賛者及び後援者
- （3）参加者及び参加方式
- （4）日程
- （5）講師及び審査委員等
- （6）その他必要な事項

- 2 前項の規定による審査に当たっては、主管課は、関係課とあらかじめ緊密な連携をとらなければならない。

（名義）

第 6 条 行事の共催等の名義は、沖縄県教育委員会とする。

（承認書の交付）

第 7 条 共催等の承認の可否を決定したときは、当該申請者に対して承認書（第 2－1 号様式）又は不承認書（第 2－2 号様式）を交付するものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、電子申請システムによる申請に対しては、電子申請システムを使用して通知することができる。

（承認の取消し）

第 8 条 教育委員会は、申請者が虚偽の申請若しくは不正な手段により承認を受けた場合、又は承認後において承認基準に反する事項が生じた場合は、共催等の名義使用の承認を取り消すことができる。

(実施結果報告)

第9条 教育委員会の共催等の承認を受けた者は、行事が終了した日から30日以内に実施結果報告書（第3号様式）に関係書類を付して教育委員会に提出しなければならない。

附 則（昭和54年7月10日）

この要領は、昭和54年7月10日から施行する。

附 則（平成8年5月15日）

この要領は、平成8年5月15日から施行する。

附 則（平成21年10月19日）

この要領は、平成21年10月19日から施行する。

附 則（平成26年8月26日）

この要領は、平成26年8月26日から施行する。

附 則（令和3年3月15日）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（決裁日）

1 この要領は、令和8年1月1日から施行する。

2 この要領の施行の際、現にされている申請については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

	共催	協賛又は後援
主催者	次に該当すること。 (1) 国の機関、地方公共団体若しくはその機関又はこれに準ずるもの	次のいずれかに該当すること。 (1) 国の機関、地方公共団体若しくはその機関又はこれに準ずるもの (2) 社会教育関係団体又は教育研究団体 (3) 公益法人又はこれに準ずる団体等 (4) 前各号に掲げるもののほか、組織及び役員その他の構成員が明確であり、事業を継続的に実施している実績があるなど当該行事を遂行する能力があると認められるもの
行事内容	次のすべてに該当すること。 (1) 行事の目的及び内容が明らかに学校教育及び社会教育の向上又は文化財の保存継承に寄与するもので、公益性を有すると認められるもの (2) 教育委員会の教育施策推進上効果があると認められるもの (3) 行事の対象範囲が全県的又はこれに準ずる程度のもの (4) 多数の者（50人以上を基本とする。ただし、参加者の安全管理等に配慮し人数を制限する行事はその限りではない。）が参加又は観覧するもの	
	次のいずれかに該当すること。 (1) 教育委員会がその企画若しくは運営に参画するもの (2) 経費を支出するもの	

	次のすべてに該当しないこと。 (1) 営利を目的とするもの。ただし、入場料、出展料、参加料等（以下「入場料等」という。）を徴収する場合は、入場料等が資料代等の必要最小限の実費相当額であるものはその限りではない (2) 国又は地方公共団体の施策並びにその実施に反対するもの (3) 政治的又は宗教的意図をもつもの (4) その他教育委員会が不適当と認めるもの
--	---

様式 （省略）